○山梨大学教育学域教育研究基金運用規程

制定　令和元年　５月２９日
改正　令和７年１０月　１日

（目的）

第１条　この規程は、山梨大学大学院総合研究部教育学域（以下「教育学域」という。）の教育研究推進のため寄せらせる奨学寄附金（以下「教育研究基金」という。）を教育学域の教育研究推進のために適正かつ有効に運用し、もって教育学域の教育研究及び管理運営体制の充実・改善に寄与することを目的とする。

（事業）

第２条　教育研究基金により、次の各号に掲げる事業の支援を行うものとする。

（１）　教育学部、教職大学院及び特別支援教育特別専攻科の学生の教育研究活動への支援及び教育研究環境整備事業

（２）　附属学校園における園児、児童及び生徒の教育活動への支援及び教育研究環境整備事業

（経費）

第３条　前条に規定する事業の支援を行うために必要な経費は、教育研究基金をもって充てるものとする。

（申請）

第４条　第２条に規定する事業に係る支援を希望する者は、教育研究推進事業実施計画書（様式１）により教育学域長に申請し、その承認を得なければならない。

（審査）

第５条　教育研究基金の運用に係る審査は、教育学域長が行い、教育学域予算委員会に報告するものとする。

（受入）

第６条　教育研究基金の受入及び経理事務の取扱いは、国立大学法人山梨大学奨学寄附金取扱規程によるもののほか、必要な事項は、別に定める。

（事務）

第７条　教育研究基金の運用に係る事務は、教育学域支援課において処理する。

（雑則）

第８条　この規程に定めるもののほか、教育研究基金の運営等に関し必要な事項は、教育学域長が定める。

附　則

この規程は、令和元年　５月２９日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年１０月　１日から施行する。

様式１

教育研究推進事業実施計画書

令和　　年　　月　　日

教育学域長　　殿

申請者（実施責任者）
所　属
職　名
氏　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

下記により事業を実施したいので、支援について申請します。

記

１　事業名

２　実施金額　　　別添予算計画書のとおり

３　実施時期
令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

４　実施事業概要

５　　その他参考となる事項